

池田ロータリークラブ週報

2018年8月22日〈3108例会〉 No.3109

国際ロータリーのテーマ

BE THE INSPIRATION

(インスピレーションになろう)

2660 地区のテーマ

BE THE INSPIRATION

(インスピレーションになろう)

池田ロータリークラブのテーマ

伝統と革新 目指そう

INSPIRED 池田 RC



例会日 毎週水曜日 12:30~13:30
例会場 池田商工会議所 2F
創立 1954年4月24日
事務局 〒563-0025
大阪府池田市城南 1-1-1
池田商工会議所 2F
TEL (072)752-3355
FAX (072)752-7800
ホームページ
<http://www12.plala.or.jp/ikedarc/>
E-mail アドレス
ikedarc@amber.plala.or.jp

2018~2019年度RI会長バリー ラシン RI 第2660地区ガバナー山本 博史 ■会長 井上 裕子 ■副会長 明石 巧
■副会長 豊田 修一 ■幹事 柴田 宜孟 ■副幹事 林 功 ■親睦委員長 南 みどり ■広報・会報担当 永田 大介

副会長代理挨拶 豊田 修一副会長

今日は井上会長がお休みなので、私、豊田が代行でご挨拶いたします。

井上会長から特に原稿をお預かりしていないので、私なりのご挨拶をさせていただきますが、今月はロータリークラブの会員増強・新クラブ結成推進月間になっております。

おそらくどこの組織でも会員増強というのは至上命題となっておりますが、今、組織は組織でも企業ではとんでもないことになってきておまして、よく企業は人なりといいますが、組織の中核である職員が、募集しても募集しても集まらない、という現象が出てきております。今のところ、まだ業種が限られていますが、特に情報サービス業、建設業、コンビニ、介護事業などは緊急を要します。

例えば、私が属する介護事業ですが、先月の日経新聞によりますと、過去3年間(2015~2017年)の特別養護老人ホームの整備が、計画の7割しか実現できなかったと報道されておりました。東京などは土地不足という要因がありますが、地方は土地不足というのは余り考えられないので、人材不足が一番の阻害要因になっております。介護の需要は2040年まで伸び続けますが、介護職員の数がついていきません。早く手を打たないと、介護難民が街にあふれることになりかねません。

移民という形は無理にしても、ある程度の定住外国人は受け入れざるを得ないのではないかと、国民的議論を進める必要があると考えております。皆様如何でしょうか？



開会・点鐘

ロータリーソング

シェイクハンド

ゲスト&ビジター紹介

出席報告

会長挨拶

幹事報告

委員会報告

ニコニコBOX

本日の卓話

本日の卓話

「クラブフォーラム①」

担当：豊田 修一副会長

❖ 幹事報告 ❖

柴田 宜孟 幹事

(地区より)

- ① 『Rotary Shop 知っていますか』のご案内
(井上会長、柴田幹事)
 - ② 2018 - 19 年度クラブ青少年奉仕合同
委員長会議のご案内
(青少年奉仕(長)鶴原会員、
ローターアクト担当北林会員)
 - ③ 2018 - 19 年度 IM 第 1 組会長・幹事
第 2 回会議議事録送付の件
(井上会長、柴田幹事)
 - ④ 「秋の RYLA セミナー」チラシ送付の件
(井上会長、柴田幹事、
青少年奉仕(長)鶴原会員、
ローターアクト担当北林会員)
 - ⑤ 「米山奨学委員長・カウンセラー研修会」
のご案内
(米山担当永田会員)
 - ⑥ 会員数報告書の記入について
(井上会長、柴田幹事)
 - ⑦ フレッシュロータリアン交流会
対象者名簿提出依頼の件
(井上会長、柴田幹事)
- (池田地区募金会より)
- ⑦ 池田地区募金会 理事会の開催について
(ご案内)
(井上会長)

❖ 出席報告 ❖

出席担当 橋本 昌也会員

- 会員数 31 名
- 出席数 20 名
- 出席率 68.97%
- 前々々回 86.21% (7月25日)



❖ ニコニコ BOX ❖

プログラム担当 北林 寛崇 会員
ニコニコ 担当 永田 大介 会員

林 功会員:早退のお詫び。
永田 大介会員:早退のお詫び。本日 13 時半より
入札会の為、早退、失礼致します。
橋本 昌也会員:卓話当番です。本日は勝先生にお
越し頂きました。卓話ありがとうございます。



❖ お客様紹介 ❖

SAA 岸上 宏司 会員

勝 猛一様
(勝司法書士法人 代表)

東條 暁之様
(池田ローターアクトクラブ)



3 好意と友情を深めるか

4 みんなのためになるかどうか

❖ 前回の卓話 ❖



『任意後見制度について』 (法定後見と任意後見の違い)

勝 猛一 様
勝司法書士法人 代表

認知症になってしまった方のお金の管理や契約事などは、誰がするのでしょうか。その判断能力の衰えた本人に代わって手続きをする人のことを成年後見人といいます。成年後見人には「法定」の後見人と「任意」の後見人がいます。

成年後見人のうち家庭裁判所が後見人を決めるものを法定後見といい、本人の住所地の家庭裁判所に選任の申立をします。

法定後見人には、補助、保佐、後見の3つのタイプがあります。本人の判断能力が衰え、最終的に欠けた人は後見のタイプになります。法定後見人選任の申立ができるのは、四親等内の親族だけです。

では、申立をしてくれる四親等内の親族がいたとして、誰が後見人に選ばれるのでしょうか。

法定後見の申立書には、後見人の候補者を書く欄があります。そこに子どもなど親族の名前を書いた場合、その親族が選ばれるのが当然だろうと思われるかもしれませんが、しかし、親族が後見人に選任されているのは、全ての後見人のうち3割に満たないのです。（最高裁判所HPより）

当然、親族が選ばれると思っていた人からすると意外と思われるかもしれません。自分が後見人に選ばれない

のであれば、後見の申立はしないという人もいるかもしれません。

知らない第三者に後見人になって貰うのが嫌であれば、自分の信頼している子供や親族、知人・友人がいる場合は、その人と任意後見契約を済ませておきましょう。公正証書で契約をします。

任意後見人を選ぶタイミングでは、本人の判断能力がしっかりしているので、認知症になる前の財産管理や見守りについても委任できます。また、自分の死亡時の葬儀や墓、施設の片付けなど死後の事務を委任することができます。これらは、任意後見契約を考える際に一緒に考える制度です。

他にも自分が認知症などになった後に、自分の財産に「大きな変更」を加える必要がある人には、家族信託の契約をして財産の管理をしてくれる人（受託者）を決めておく必要があります。

信託が必要な具体例は、将来更地に建物を建てる可能性がある人。古い木造賃貸建物や自宅を建て替える必要のある人。会社の経営者で、自社株式の議決権を行使する必要のある会社オーナーなどです。

では、家族信託で受託者を決めておけば、任意後見契約は不要でしょうか。

信託とは、名義も変更して財産を預けることです。預けた財産についての管理や処分の権限は、受託者にあります。その財産から生じた地代や家賃、そこに住む権利などの利益は、預けた本人に帰属するようにします。このように、信託は財産の管理や運用に向いている制度です。

しかし、日常の入出金や年金の管理、介護や病院の契約、役所の手続きなどは信託では対応できません。あくまで任意後見の身上監護がベースです。

自宅の売却など「単純な処分」であれば、任意後見契約で売却の条件を定めておけば十分です。財産の内容によって、任意後見を補充する役目を果たすのが家族信託です。



8月スケジュール

1	水	3106 回例会
8	水	3107 回例会
15	水	休会（お盆休み）
22	水	3108 回例会 クラブフォーラム①
29	水	休会（第5週）



「我等の生業」

我等の生業さまざまなれど
集いて図る心はひとつ
求むるところは平和親睦
力むるところは向上奉仕
おゝロータリー
我等の集い



ポリオプラス基金

8月1日時点残高	9,622 円
8月8日分	973 円
残高	10,595 円

義捐金BOX

8月1日時点残高	182,311 円
8月8日分	1,422 円
残高	183,733 円

ニコニコ箱の累計

8月8日現在 203,000 円

9月5日（水）例会

「My Rotary について」

卓話者：樋口 信治 様
 広報・情報・公共イメージ
 向上委員会 委員長
 （大阪ロータリークラブ）

担当：北林 寛崇 会員